

北九州市 I C T活用工事（地盤改良工） 実施要領

1 I C T活用工事

（1）概要

I C T活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示す I C T施工技術を全面的に活用する工事である。

また、次の①～⑤の全ての段階で I C T施工技術を活用（以下、「I C T活用施工」）することを I C T活用工事（地盤改良工）とするが、次の②④⑤の段階で活用を必須とし、①③の段階で受注者の希望により I C T施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型 I C T活用工事とする。また「I C T地盤改良工」という略称を用いる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

（2）I C T施工技術の具体的内容

国土交通省「I C T活用工事（地盤改良工）実施要領」の「1－3 I C T施工技術の具体的内容」によるものとする。

（3）I C T活用工事の対象工事

ア 河川土工、海岸土工

・路床安定処理工 ・表層安定処理工 ・固結工（中層混合処理） ・固結工（スラリー攪拌工）

イ 道路土工

・路床安定処理工 ・固結工（中層混合処理） ・固結工（スラリー攪拌工）

2 I C T活用工事の実施方法

（1）発注方式

I C T活用工事の発注は、下記によるものとする。

・受注者希望型

発注者が設定した対象工事に適用する。（予定金額 2,000 万円未満の市単独費工事を除く）

（2）発注における入札公告等

入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、以下による。

- ・別紙「I C T活用工事（地盤改良工）入札公告、入札説明書 記載例」
- ・別紙「I C T活用工事（地盤改良工）特記仕様書 記載例」

なお、記載例に無いものについては、別途作成するものとする。

（3）「I C T活用工事（地盤改良工）特記仕様書」の無い工事で受注者から希望があった場合の措置

発注者と受注者の協議による。

3 ICT活用工事実施の推進のための措置

(1) 工事成績評定における措置

ICT活用施工を実施した場合、工事成績評定において該当する項目で評価するものとする。

ア ICT活用工事加点として「3次元起工測量」から「3次元データの納品」までの全ての段階でICTを活用した工事

本項目は2点の加点とする。

イ ICT活用工事加点として、少なくとも「3次元設計データ作成」、「3次元出来形管理等の施工管理」及び「3次元データの納品」の全ての段階でICTを活用した工事

本項目は1点の加点とする。

ウ 上記ア、イに該当しないICTを活用した工事

加点の対象外とする。

※ICT活用による加点は最大2点の加点とする。

(例：同一の工事で、ICT地盤改良工で加点2点、ICT土工で加点1点に相当する施工を行った場合、当該工事のICT活用による加点は「2点」となる。)

なお、受注者希望型によるICT活用工事を契約した後、受注者からの提案により、工事目的物である地盤改良工においてICT活用施工（1（1）①～⑤の全て）が実施されなかった場合、工事成績評定における減点を行わない。

4 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ICT活用施工を実施するにあたって、「北九州市土木工事施工管理基準」に則り、監督・検査を実施するものとする。

(2) 工事費の積算

発注者は、受注者希望型による工事を契約した後の協議において、受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象として積算し、落札率を乗じた価格により契約変更をおこなうものとする。

また、現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積提出を求め、設計変更するものとする。

その他の施工プロセスの積算については、国土交通省「ICT活用工事（地盤改良工）積算要領」に基づき積算する。